

(参考資料別紙) 拠助対象・対象外経費参考表

1 「業務効率化・生産性向上」

(1) 対象経費

項目	
①システム導入等関連経費 (生産性向上に資するシステム導入等に必要となる経費)	システム構築・開発、専用ソフト導入に必要な経費(既存システム等の改修費を含む。)
	宿泊予約管理システム
	顧客情報管理システム
	混雑状況可視化システム
	非接触型チェックイン・アウトシステム(キャッシュレスシステム等を含む)
	仕入れ、在庫状況管理システム
	勤怠管理システム
	経理システム
	館内案内システム
	オーダーエントリーシステム
委託料(必要なシステム・ソフトウェア設定のための委託費)	
②システム導入等付随経費 (生産性向上に資するシステム導入に付隨して必要となる経費)	機器等購入費
	システム及びソフトウェア等導入に係るPC、タブレット等
	システム及びソフトウェア等導入に係るディスプレイ、モニター等
	システム及びソフトウェア等を導入に係るWi-Fi設備等通信機器等
	非接触型チェックイン・アウトシステム導入に係るキャッシュレス決済端末
	工事請負費(機器設置等に係る工事費)
	受付・案内ロボット
	掃除ロボット
	運搬、配膳ロボット
	調理ロボット
③ロボット製品購入費※ (ロボット製品の購入に必要となる経費)	経営分野に精通し、宿泊事業者に適切な助言を行うことができる外部の専門家によるAI、DXツール等導入アドバイスに係わる経費
④コンサルティングサービス等利用事業	経営分野に精通し、宿泊事業者に適切な助言を行うことができる外部の専門家によるAI、DXツール等導入アドバイスに係わる経費

注1 上記は、県及び市町の交付決定日から令和7年3月10日までに支出した経費に限る。

注2 対象となる経費は上記例等に記載しているシステム等一式とする(システム導入と付隨機器購入を別に行った場合は補助対象経費として認めない。)

※ ロボットとはセンサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する、知能化した機械システムのこと。

(2) 対象外経費

項目	
①システム導入等関連経費	システムの保守・管理を主たる目的とした経費(システム保守、トラブル対処、ヘルプデスクなどのサービス利用関連経費)
	クラウドサービス利用料
	サーバー購入費、サーバー利用料
	システム、ソフトウェア月額利用料
	システム、ソフトウェア更新料
	セキュリティ対策ソフト購入に係る経費
	ワード、エクセル等の汎用性のあるソフトウェア購入に係る経費
	Web会議システム
	HP制作、改修など(翻訳費含む。)
	オンライン広告費
②システム導入等付随経費	電話代、インターネット利用料金等の通信費
	設備、機械、器具及び備品等のリース又はレンタルにかかる経費
	システム及びソフトウェア導入に付隨しないパソコン、タブレット等単体
	OA周辺機器(コピー機、プリンター、シュレッダー等)
	ケーブル、マウス、保護シート等
	OA機器を設置する台、机、椅子等の家具
	中古品
	現存する物品の処分費、諸経費等

③ロボット製品購入費	ロボットの定義に該当しない受付・案内、掃除、運搬、調理、配膳機器 等
	中古品
	現存するロボット製品の処分費、諸経費等
④コンサルティングサービス等利用事業	経営戦略の見直しや経営改善に向けた指導とは直接関係しない経費(自社宣伝に係るパンフレット作成費や広告料 等)
	税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
	経営診断にかかる経費
	経営戦略策定に係る経費
	経営指導料(相談・助言)
	社員向け研修費用

2 「従業員の住環境の改善」

(1) 対象外経費

項目
既存建物、設備等の解体撤去費用・処分費用
更新工事に係る設計費用
改修工事に係る外壁塗装等住環境の改善に寄与しないと認められる経費
ベッド、テーブルなど取り外しが容易であると認められる備品等に係る経費
PC 購入費、スマートフォンの購入費、タブレットの購入費、PC のソフトウェアの購入費及び導入費
土地、建物の購入費、賃借料
駐車場・駐輪場の設置、改修

3 1及び2に共通する事項

(1) 対象外経費

項目	
①本補助事業と直接関係ない経費等	施設の増築及び不動産の取得に関する経費
	自動車等車両の購入費、修理及び車検費用
	事務所等に係る賃料、借料、損料、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
	役員、従業員等の直接人件費、旅費
	商品の仕入れに係る経費
	事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
	飲食、娯楽、接待等の費用
	公租公課(消費税及び地方消費税)
	各種保険料、借入金等の支払利息及び遅延損害金
	使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
②本補助事業に一部関係するが認められない経費等	建物の登記費用、官公署に支払う手数料等
	対象経費として支払った費用に含まれる消費税
	飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
	親会社・子会社等(関連会社等)への発注を行う経費
	収入印紙及び振り込み等手数料(代引手数料を含む。)
	社会通念上不適切と認められる経費
	補助金申請等の書類作成及び送付に係る費用
	維持費
	使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費
	社員教育等にかかる費用